

札幌市市有建築物及びインフラ施設等の
管理に関する基本的な方針
【概要版】

平成 29 年 3 月

改定 平成 30 年 12 月

改定 令和元年 12 月

改定 令和 6 年 3 月

札幌市

—目次—

第1章 札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針について

1 目的	1
2 位置付け	1
3 対象範囲	1
4 取組期間	1

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 将来人口についての今後の見通し	2
2 区別の人口推移の見通しについて	2
3 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の推移や財源等	3
4 公共施設の現況と中長期的な経費の見込み	4

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 市有建築物	7
2 インフラ施設	9
3 その他の公共施設等に関する基本的な方針等	10

第4章 目標と将来試算

1 今後の取組方針	11
2 将来の施設総量に関する試算について	12
3 事業費（一般会計）の見込み	13
4 建設債残高（一般会計）の推移	14
5 長期的な財政見通し（歳入、経常的経費や政策的経費を含む）	15
6 財務諸表を用いた将来分析について	15
7 企業会計	16

第5章 計画推進に向けて

1 全庁的な取組体制	17
2 最小の経費で最大の効果を挙げる取組	17
3 市民との情報共有	17

第1章 札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針について

1 目的

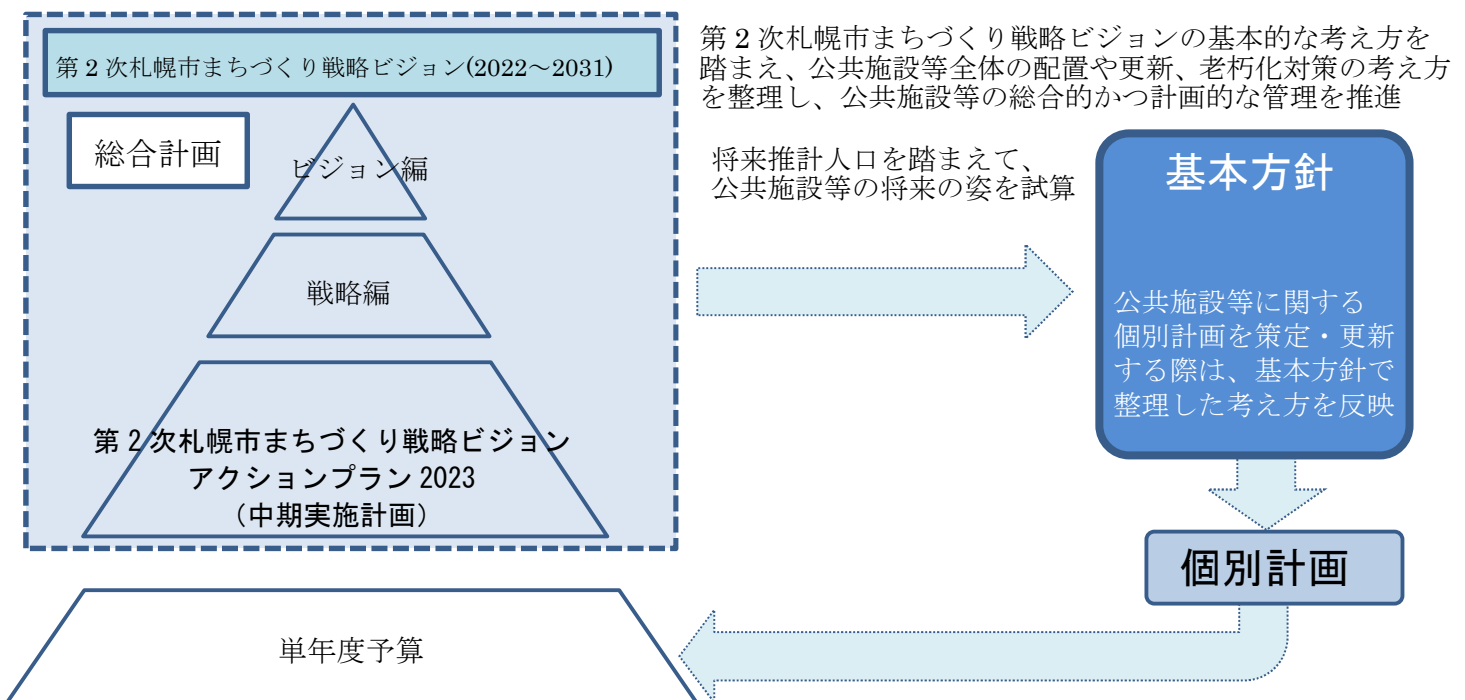
札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、本市の公共施設等全体の現状を把握し、公共施設等の管理に係る考え方を整理することにより、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために策定するものです。

2 位置付け

この基本方針は、公共施設等全体の配置や更新、老朽化対策の具体的な考え方を整理し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するものです。

また、平成26年4月に総務大臣より策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」に相当するものとして位置付けます。

【図表1 基本方針 位置付けイメージ図】



3 対象範囲

基本方針の対象範囲は、本市が保有するすべての公共施設等とします。

4 取組期間

基本方針の取組期間は2019年度から2028年度までの10年間とします。

ただし、公共施設等に係る様々な状況を勘案しながら、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

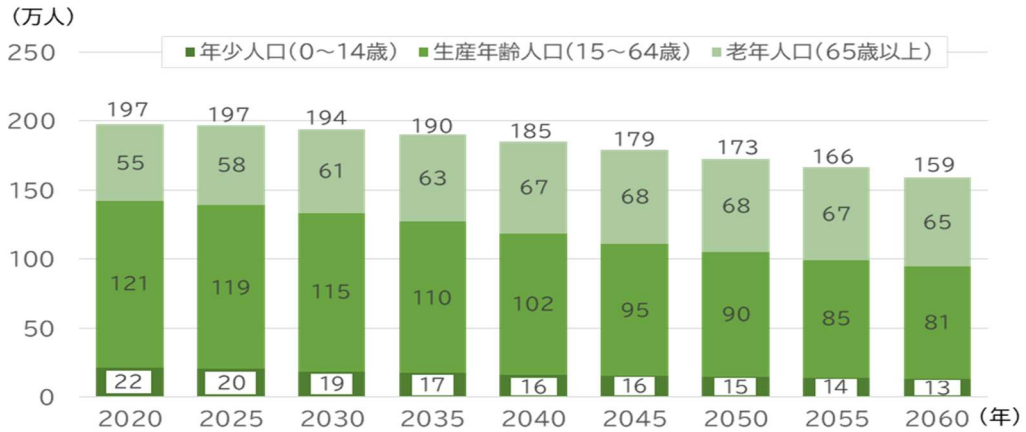
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 将来人口についての今後の見通し

札幌市の人口は、これまで一貫して増加傾向にありましたが、減少局面を迎えています。

【図表2 札幌市の人口の将来見通し】

(札幌市まちづくり政策局「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(ビジョン編)」資料より)



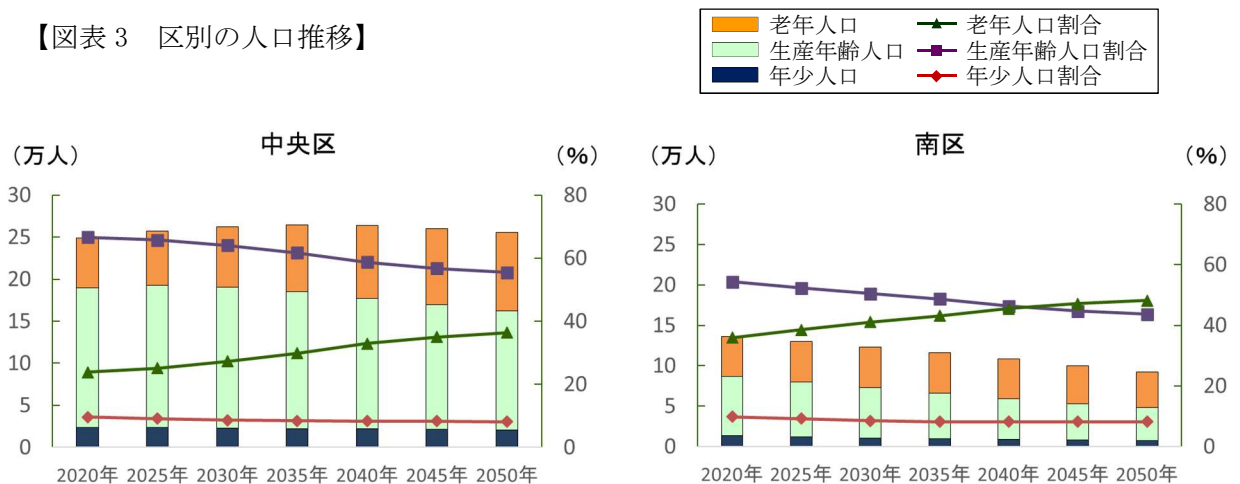
<資料> 総務省「国勢調査」、札幌市

※ 各年10月1日現在。四捨五入により合計が一致しない場合がある。

2 区別の人口推移の見通しについて

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、札幌市内の行政区別の人口推移は、例えば中央区などでは当面は人口が増加し、将来的に減少に転じることが見込まれています。一方、南区などは人口が減少しており、2040年頃には10万人を下回る区が発生すると予測されます。一方、老年人口割合は全区において、一貫して上昇すると見込まれています。

【図表3 区別の人口推移】



(出典：国立社会保障・人口問題研究所)

3 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の推移や財源等

第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023では、計画期間における歳入や経常的経費、計画対象となる政策的事業と財源を明示した「中期財政フレーム」を策定しています。この中期財政フレームにおける建設事業費は、年平均1,600億円規模で推移しています。

【図表4 中期財政フレーム2023（一般会計）】

（「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023（令和5年度策定）」引用（抜粋）

（単位：億円）

区分		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	期間合計
歳入	一般財源	5,804	5,817	5,774	5,771	5,778	28,944
	国・道支出金	3,917	3,314	3,406	3,351	3,332	17,320
	市債	701	1,006	917	937	901	4,462
	【臨財債を含めた場合】	【919】	【1,252】	【1,157】	【1,178】	【1,144】	【5,651】
	その他	1,953	1,542	1,490	1,415	1,367	7,768
	基金活用額	93	149	205	247	242	937
	合計	12,469	11,828	11,793	11,721	11,619	59,430
歳出	義務的経費	6,049	6,036	6,028	6,034	6,041	30,188
	職員費	1,533	1,532	1,525	1,520	1,522	7,632
	公債費	918	928	940	971	989	4,745
	扶助費	3,598	3,576	3,563	3,543	3,530	17,810
	他会計繰出金	1,100	1,131	1,134	1,141	1,155	5,661
	建設事業費	1,359	1,708	1,646	1,689	1,627	8,029
	その他事業費	3,961	2,954	2,985	2,856	2,796	15,552
	合計	12,469	11,828	11,793	11,721	11,619	59,430
【参考】活用基金(現金)残高の見込み	1,225	1,178	1,074	929	789	-	
【参考】一般会計市債残高の見込み	11,160	11,491	11,728	11,967	12,161	-	

※ 表中の数値は表示単位未満で端数整理しているため、合計値と合計が一致しない場合があります。

※ 財源見通しが本フレームから大きく乖離する場合には、追加の財政運営の取組や、計画事業の見直しなどにより財政の健全性を維持します。

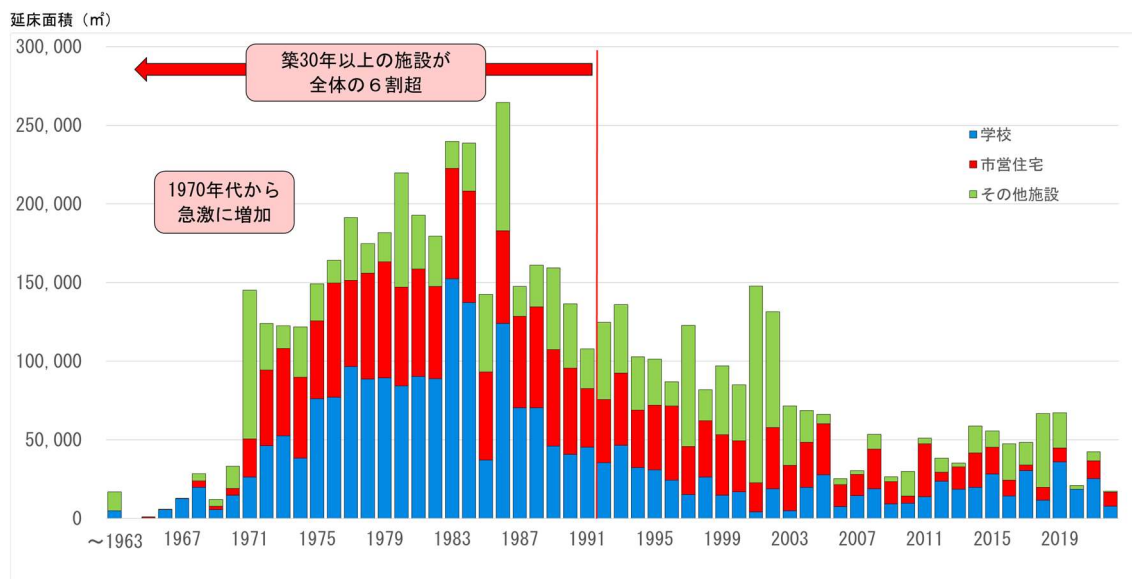
4 公共施設の現況と中長期的な経費の見込み

(1) 市有建築物の現況

札幌市が保有する建築物（企業会計が所管する施設を除く）の総面積は約 585 万㎡（令和 5 年 3 月 31 日現在）となっております。このうち、既に用途廃止となり今後解体予定の施設が約 7 万㎡あるため、用途廃止した施設を除いた公共施設の保有量は 578 万㎡となります。その内訳は、学校が最も多く 4 割強、次いで市営住宅が 3 割強と、これらの合計で施設総面積の約 4 分の 3 を占めています。

また、築年別にみると、全体の約 6 割超が建築後 30 年以上経過しています。

【図表 5 公共施設の築年別整備状況（令和 3 年度（2021 年度）末）】

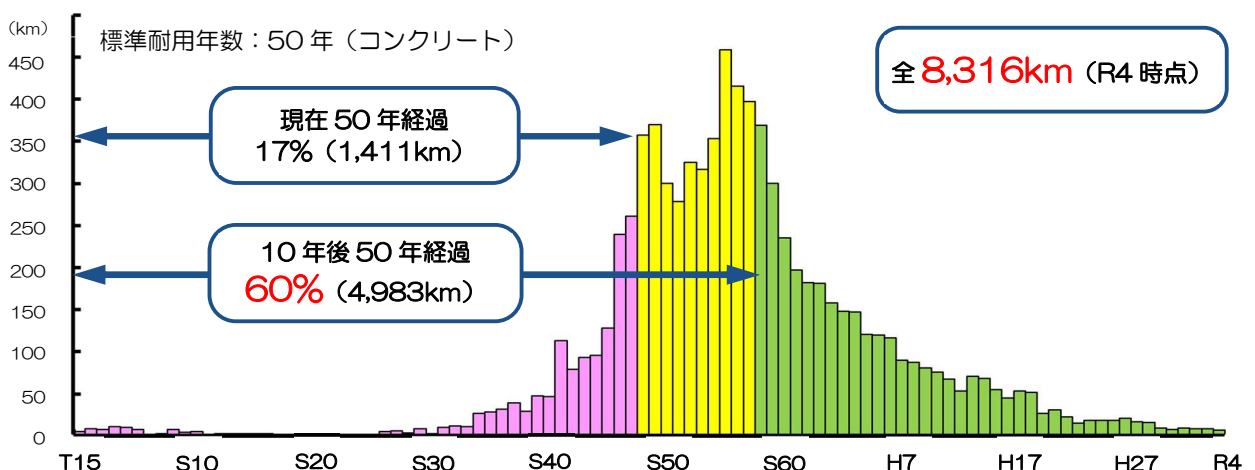


(2) インフラ施設の現況

道路、橋りょう、公園、水道、下水道などのインフラ施設は、それぞれの分類ごとに現状分析を行っています。例えば、下水道管路の整備状況は、図表 6 のとおりです。

【図表 6 下水道管路整備状況】

（札幌市下水道河川局「札幌市下水道改築基本方針（令和 5 年度策定）」引用）

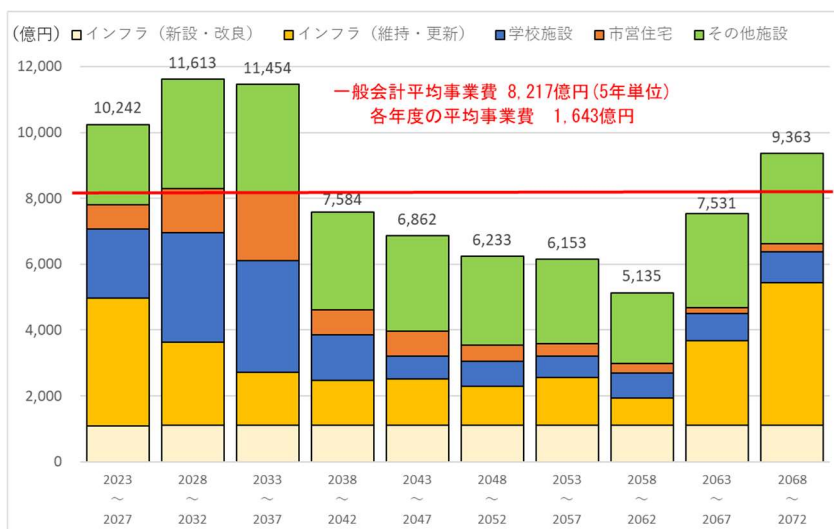


(3) 中長期的な経費の見込み

ア 事業費（一般会計）の見込み

公共施設やインフラをすべて法定耐用年数の経過に合わせて同規模で建て替えた際の事業費試算に、一般会計における今後の新設、再開発事業、システム開発等に伴う事業費を加味した将来推計（以下「自然体の試算」という。）を行うと、2030年代にかけて建設事業費が急激に増大し、2028～2032年に1兆1,613億円に達します。

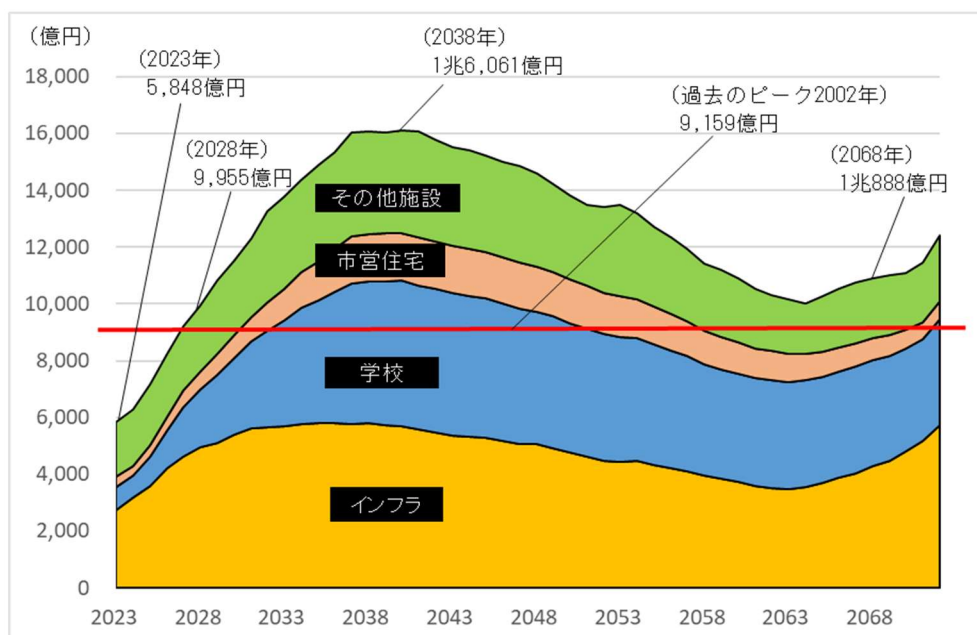
【図表7 自然体の試算】



イ 建設債残高（一般会計）の推移

上記の事業を実施した場合の建設債残高は、2028年には9,955億円、2038年には1兆6,061億円と急激に増加し、過去のピークである9,159億円を超えます。

【図表8 自然体の場合の建設債残高の推移】

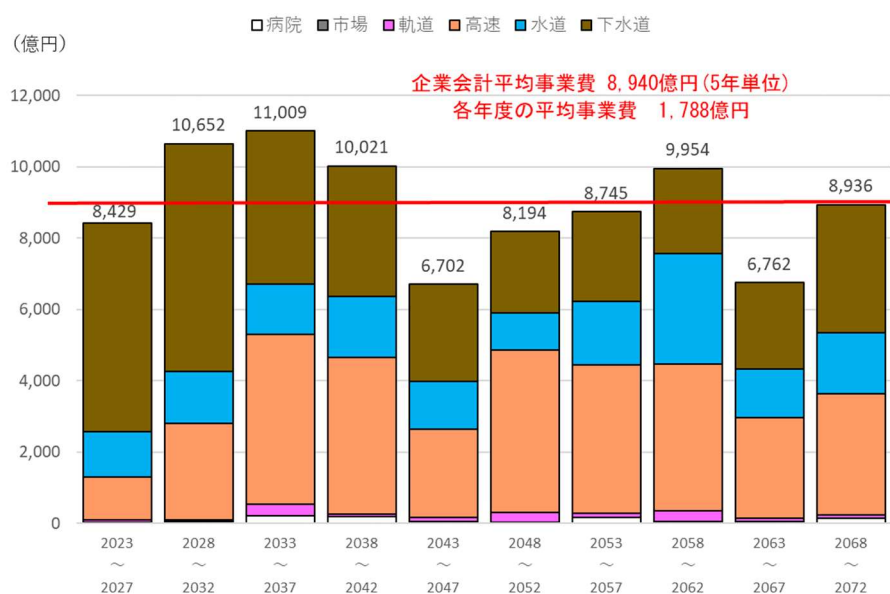


今後、公共施設等の更新時期が一斉に到来する中で、適切な公共施設マネジメントを進め、将来的にも持続可能な市政運営を進めていくため、これまでの取組をさらに強化していく必要があります。

ウ 事業費（企業会計）の見込み

企業会計の施設をすべて法定耐用年数の経過に合わせて同規模で建て替えた際の事業費試算も、以下のとおり今後、建設事業費が急激に増大する見込みです。

【図表 9 企業会計の既存施設を法定耐用年数の経過に合わせて建て替えた際の試算】



公共施設等に関する基本的な方針

- ①点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていく。
- ②維持管理・修繕・更新等については、長寿命化を図るなどトータルコストの縮減・平準化を目指し、計画的に実施する。
- ③公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の機能確保の観点も含め耐震化を図る。
- ④公共施設等の廃止・更新は、利用状況及び耐用年数等を踏まえ検討する。特に建築物については、複合化・用途転用に加え、民間施設の利用や合築等についても検討する。
- ⑤公共施設等の更新や改修時には、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進めていく。

各公共施設の管理に関する個別計画を策定・改定していく際には、この基本的な方針を踏まえて検討していきます。

以下に、主要な公共施設等における管理に関する方針（個別計画）について整理し、これに基づき、公共施設等の管理、更新等を図っていきます。

1 市有建築物

(1) 市有建築物の資産管理基本方針（令和元年度改定）

企業会計所管を除く市有建築物について、計画的な保全による長寿命化、建て替え費用の平準化、ストック規模の適正化、不用財産の処分の促進を図り、総合的な資産管理を推進していきます。

(2) 札幌市市有建築物の配置基本方針（平成26年度策定）

ア 中長期的な公共施設の再構築に向けた基本的方向性

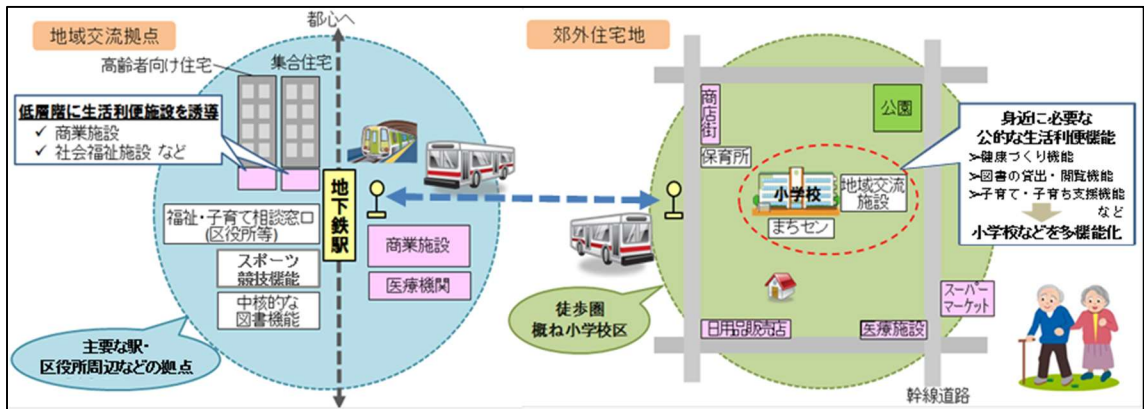
配置、機能、整備・運営手法、担い手の4つの観点から、中長期的な公共施設の再構築に向けた基本的な方向性を掲げています。

(7) 集約連携型の施設配置

- ・郊外住宅地などでは、拠点となる施設に地域に必要な機能を集約し、地下鉄やJRの駅周辺などの拠点においては、生活を支えるより高度な都市機能や居住機能を集約し、利便性を向上させます。

【図表 10 「歩いて暮らせるまちづくり」のイメージ】

(札幌市まちづくり政策局「札幌市市有建築物の配置基本方針（平成 26 年度策定）」引用)



(イ) 施設の多機能化

- ・「施設維持」から「機能維持」へという考え方にに基づき、複数の異なる目的の公共施設を1つの建物にまとめ、共用部分や重複する居室を共有化する「複合化」を行っていきます。

(ロ) 将来の環境変化に対応した柔軟な整備・運営

- ・施設の位置、規模、機能に柔軟性を持たせていくなど、画一的な配置基準に捉われず、地域の実情に応じて、公共施設の配置基準を変えていきます。
- ・人口構造や市民ニーズに合わせて、施設量を柔軟に見直していきます。

(ハ) 多様な主体による施設サービスの提供

- ・行政が建物を保有せずに民間による施設サービスを促進するといった民間活力を活用していきます。

イ エリア別の取組方針

(7) 「郊外住宅地など身近な地域」における取組方針

- ・現在の小学校区に相当するエリアにまちづくりセンターや児童会館等日常生活に必要な機能を配置していきます。

(イ) 「主要な駅周辺などの地域交流拠点」における取組方針

- ・主要な地下鉄駅・JR駅周辺などの地域交流拠点には、都市機能や行政・交流機能などを集積していきます。

ウ 用途別施設の今後の方向性

公共施設の再構築に向けた基本的な方向性やエリア別取組方針を踏まえた上で、学校施設や市営住宅などの重点的に検討すべき施設群について、今後の検討の方向性を示します。

2 インフラ施設

(1) 道路、橋りょう等

道路・橋りょう等の効率的な維持・管理を実現するための考え方や取組方針を定めた「札幌市道路維持管理基本方針」を策定し、この基本方針に基づきながら各施設別補修計画を定め、取組を実施しています。

- ・札幌市道路維持管理基本方針（令和3年度改訂）
- ・札幌市舗装修繕計画（令和5年度策定）
- ・札幌市橋梁長寿命化修繕計画（令和4年度改訂）
- ・札幌市道路トンネル補修計画（令和5年度改訂）
- ・札幌市アンダーパス等長寿命化修繕計画（令和3年度改定）
- ・札幌市横断歩道橋補修計画（令和4年度改訂）

(2) 公園

「札幌市公園施設長寿命化計画（令和2年度策定）」では、全ての公園施設を、「予防保全型管理」と「事後保全型管理」に分類しています。また、公園の機能分担を図り、それぞれの公園の今後の方針を定めています。

- ・札幌市公園施設長寿命化計画（令和2年度策定）

(3)～(5) 企業会計

各公営企業は将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう総務省が定める要件を満たす経営戦略（計画）を以下のとおり策定しています。

- ・札幌水道ビジョン（2015-2024）〔改定版〕（令和元年度策定）
- ・札幌市下水道改築基本方針（令和5年度改定）
- ・札幌市交通事業経営計画〔令和元～10年度（2019～2028年度）〕改定版（令和5年度改定）

3 その他の公共施設等に関する基本的な方針等

(1) 個別計画との関係

その他の公共施設等に関する基本的な方針については、それぞれの個別計画等の定めによるものとします。個別計画の策定にあたっては、人口動態等を踏まえた中長期的な施設の需要や、施設の維持管理・更新に要する経費の推計、札幌市全体の財政状況を考慮した財源確保の見通し等を盛り込むこととします。

(2) 広域連携

「さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、「コンパクト化」と「ネットワーク化」による持続可能な圏域を形成するため、斎場をはじめとする公共施設の相互利用や配置、機能の集約化のほか、大規模改修や災害時における相互バックアップ体制の構築等を考慮しながら、進めることとします。

(3) バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進

市有建築物やインフラ施設等の更新や改修を行う際には、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンで掲げる「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」を目指し、これまで進めてきたバリアフリー化の取組に加え、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備を進めることとします。

(4) 国等が管理する施設との連携についての考え方

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進にあたっては、国等が管理する施設との連携を図ることが重要であることから、国や道等の公共施設等の配置状況などを適切に把握し、必要に応じて広域的な連携について検討します。

(5) 脱炭素化の推進方針

市有建築物やインフラ施設等の更新や改修など公共施設の整備を行う際には、札幌市気候変動対策行動計画（令和3年3月策定）で重点項目としている「市有施設・設備の省エネ化」など脱炭素化の取組を進めていきます。

(6) デジタル化を踏まえた施設整備

札幌市ICT活用戦略に基づいたデジタル化（行政手続きのオンライン化やペーパーレス化等）の取組を踏まえ、施設整備を進めていきます。

(7) 景観形成への配慮

公共施設等は、札幌市のまちづくりにおいて景観形成上の大切な役割を担っているため、「札幌市公共施設等景観デザインガイドライン」に沿った検討を行い、札幌の魅力を高める良好な景観形成に配慮していきます。

(8) 公共施設等の評価・見直しに関する考え方

現在の社会情勢に照らした施設の必要性や、同等レベルのソフト事業等による施設機能の代替可能性、同一エリア内の同じ機能を担う施設の偏在性、民間活力の積極的な導入などの視点による検証を行うほか、必要に応じ外部専門家による評価を行うことなどにより、公共施設の評価・見直しを行います。

第4章 目標と将来試算

今後の人口変動に対応しながら市民サービスの維持・向上を図り、公共施設等の適切な管理を進めるために、札幌市全体として下記の実行方針を加えて進めていきます。

また、その実行性を確保するために、施設総量や事業費等について、10年後の中期的目標を設定するとともに、30年、50年の長期的試算を行い、人口の動向を見極めながらPDCAサイクルを回して推進していきます。

1 今後の取組方針

(1) 市有施設のさらなる長寿命化による事業費の削減

施設の安全性を確保しながら、構造種別と既存、新築の区分に応じた目標耐用年数を設定した上で長期間施設を活用することとし、さらなる長寿命化に取り組む

(2) 公共施設の複合化により、施設総量の抑制と機能維持を両立

- 札幌市市有建築物の配置基本方針で重点的に検討する施設群の対象とされたまちづくりセンター、児童会館、地区センター等は、小学校や区民センター等の建て替えに時期に合わせて地域特性を考慮しながら複合化するため、保全や改築の時期を調整する
- 一区一館など画一的な配置基準で整備を進めてきた施設は、主要な駅周辺をはじめとする地域交流拠点などへの集約化に向けて調整する

(3) 将来の人口に見合った公共施設の総量規模適正化

ア 小中学校

年少人口推計の減少を踏まえ、良好な教育環境を確保し続けられるよう、老朽校舎改築と学校統合を促進

イ 市営住宅

総人口推計の減少を踏まえるとともに、民間賃貸住宅の活用を促進

ウ その他公共施設

人口推計を踏まえ、人口に見合った規模へ適正化

(4) 新設から維持更新へ

一般会計の固定資産額の6割を占めているインフラ施設について、長寿命化の推進や適切なメンテナンスを行うなど、既存ストックの有効活用を推進することにより、新設から維持更新へ重点化を図っていく。

2 将来の施設総量に関する試算について

これまで記載してきた公共施設マネジメントの取組を着実に進めることとし、令和元年度（2019年度）を当初値とした10年後（2028年度）の施設面積の増減率の目標値を以下のとおり設定します。

また、仮に、今後減少が見込まれている人口規模を反映し、それに見合う施設総量を想定した場合の30年後（2048年度）、50年後（2068年度）の公共施設の延床面積は、以下のような試算となります。

これらの目標値や試算結果は、将来推計人口の減少傾向に見合った施設面積を算出したものです。札幌市では人口減少の緩和に取り組んでおり、今後、将来推計人口の変動にあわせて数値を見直していきます。

なお、インフラ施設の総量・規模はその性質上、人口減少に連動して縮小していくことが容易ではないことから、施設総量に関する試算は建築物を対象に行っています。

【令和元年度当初（2019.4.1）の延床面積】

施設	小中学校	市営住宅	市民利用施設	うち、地域に身近な施設	庁舎等	計
面積(m ²)	229万	191万	112万	13万	42.6万	574万

※市営住宅面積には民間住宅借上分は含まない

※地域に身近な施設には、まちづくりセンター、児童会館、地区センター等を区分

【令和10年度（2029.3.31）の延床面積目標値】

※増減率は概数

施設	小中学校	市営住宅	市民利用施設	うち、地域に身近な施設	庁舎等	計
面積(m ²)	218万	189万	111万	13万	42.2万	560万
増減率(%)	▲5%	▲1%	▲1%	0%	▲1%	▲3%

※市営住宅は、上記とは別に民間住宅借上分約8万m²を返還予定

市営住宅全体（民間住宅借上分を含む）としては、▲5%程度

【令和30年度（2049.3.31）の延床面積の試算結果】

※増減率は概数

施設	小中学校	市営住宅	市民利用施設	うち、地域に身近な施設	庁舎等	計
面積(m ²)	191万	160万	107万	15万	35万	494万
増減率(%)	▲16%	▲16%	▲4%	+16%	▲17%	▲14%

【令和50年度（2069.3.31）の延床面積の試算結果】

※増減率は概数

施設	小中学校	市営住宅	市民利用施設	うち、地域に身近な施設	庁舎等	計
面積(m ²)	171万	143万	107万	16万	33万	455万
増減率(%)	▲25%	▲25%	▲4%	+26%	▲22%	▲21%

【試算の前提】

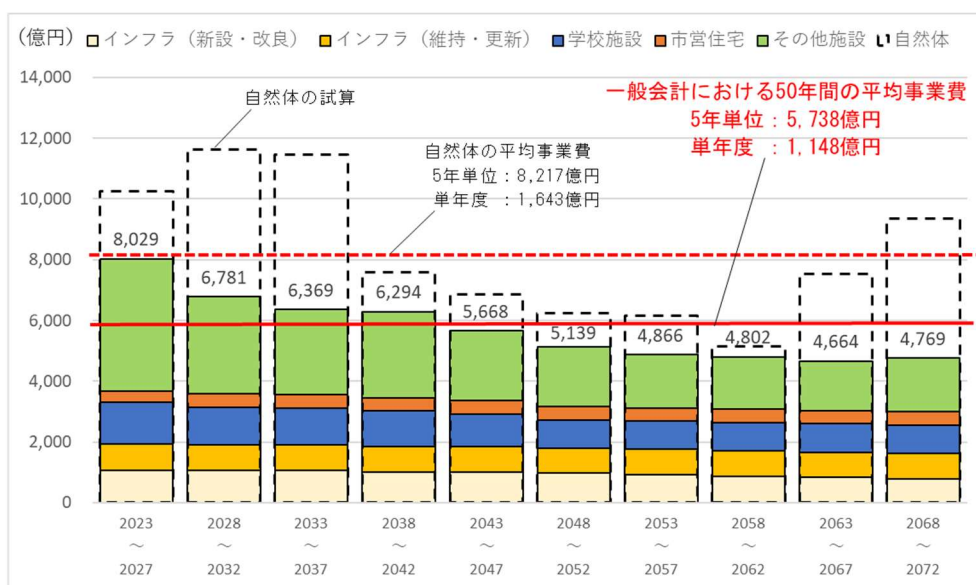
主な施設	考え方
小中学校	年少人口推計の減少を踏まえ、児童生徒数に見合った規模へ適正化
市営住宅	総人口推計の減少を踏まえるとともに、民間賃貸住宅の活用を促進
市民利用施設	総人口推計の減少を踏まえ、人口に見合った規模へ適正化して集約する。地域に身近な施設については、小学校へ複合化し、機能を拡充。
庁舎等	人口推計を踏まえ、人口に見合った規模へ適正化

3 事業費（一般会計）の見込み

今後の建設事業費の試算結果は図表 11 のとおりです。図表 7 自然体の試算の段階では、今後 10 年以内に更新需要のピークを迎えることになっていましたが、ここまで説明してきた取組を確実に実施していくことで事業費の抑制と平準化を図ることが可能となります。

自然体の年平均事業費 1,643 億円に対し、取組実施後の年平均事業費は 1,148 億円まで抑制され、年平均 495 億円の効果額が見込まれています。

【図表 11 取組実施後の試算】



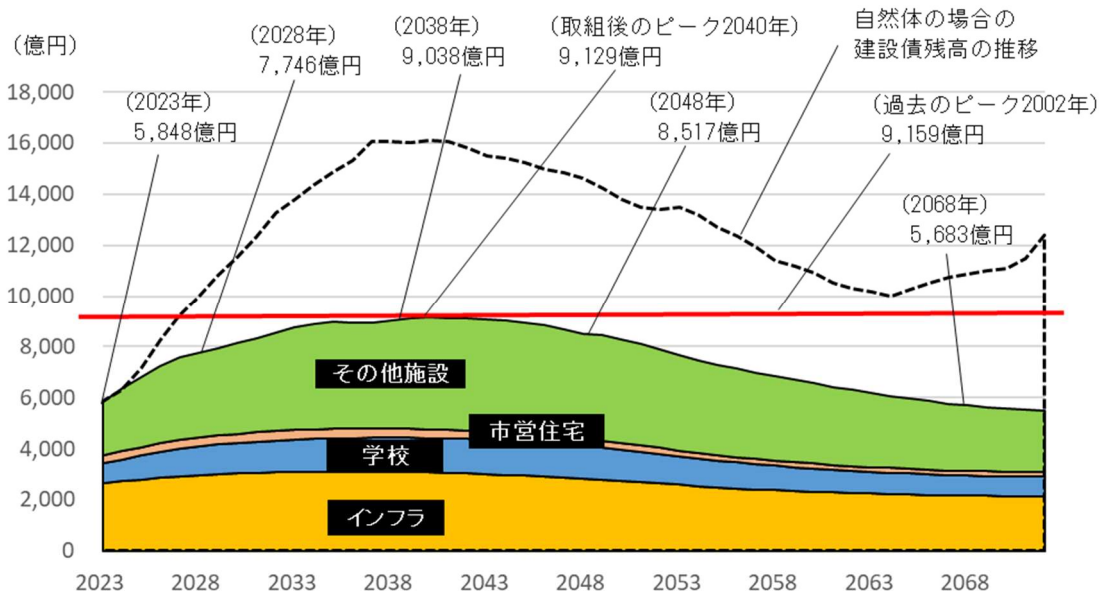
【試算の前提】

主な施設	考え方
インフラ施設 (道路、公園など)	新設・改良については、人口減少が顕著となる 2030 年頃からインフラの整備率の高まりなどに伴い、緩やかに減少していくと見込む一方、維持・更新については、現行の事業規模を確保します。
学校施設	年少人口推計の減少を踏まえ、児童生徒数に見合った規模へ適正化し、計画的に更新を行います。
市営住宅	総人口推計の減少を踏まえた規模へ適正化することを目指し、可能な限り事業量の平準化を図ります。
その他施設 (市民利用施設、 庁舎など)	市民利用施設・庁舎等について、可能な限り事業を平準化しながら、人口推計を踏まえた規模の適正化を見込む一方、施設の保全・大規模改修については、現行の事業規模を確保します。

4 建設債残高（一般会計）の推移

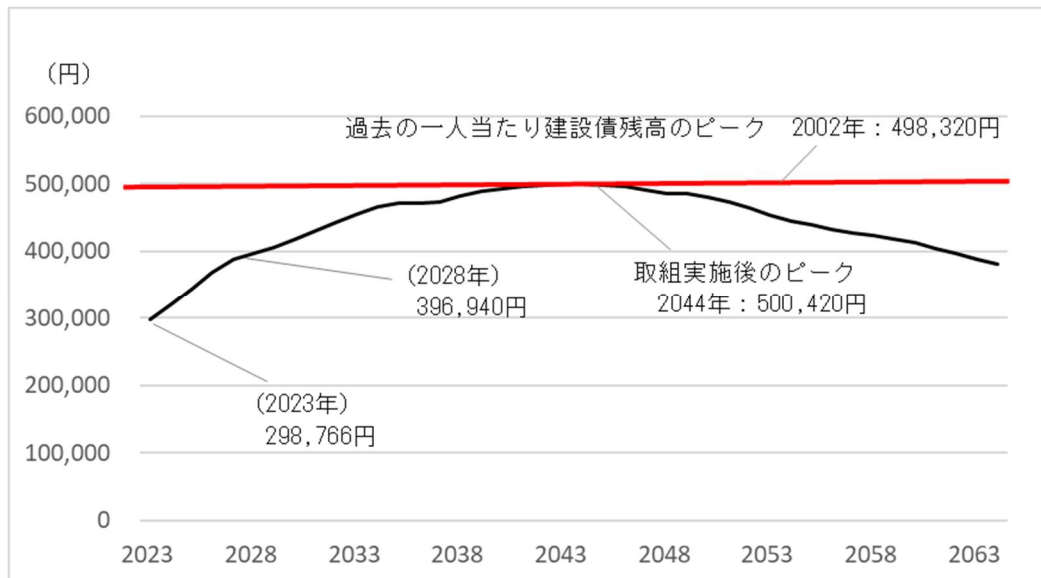
建設事業費試算に基づく、建設債残高の推移を試算すると図表 12 のとおりとなります。自然体の建設債残高の段階では、ピークとなる 2040 年の 1 兆 6,104 億円に向けて急激に増加していく推計でしたが、取組実施後は、急激な上昇が抑制され、ピークとなる 2040 年の 9,129 億円まで縮減された、将来的に持続可能性の高い水準に至っています。取組実施前後のピークにおける残高を比較すると、その効果は 6,975 億円となる見込みです。

【図表 12 取組実施後の建設債残高の推移】



また、一人当たりの建設債残高は、将来的に人口が大きく減少する見込みであり、一時的に過去のピークをわずかながら超えるものの、その後一定の水準に抑制することができる見込みです。

【図表 13 取組実施後の一人当たり建設債残高の推移】



5 長期的な財政見通し（歳入、経常的経費や政策的経費を含む）

第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023では、今後の30年間について、これまで説明してきた建設事業費を含めた歳入や経常的経費、政策的経費の見込みを一定の前提に基づいて試算した「長期的な財政見通し」を公表しています。

ここでは、人口減少に伴う歳入減や、公共施設の更新等に伴う歳出増により、毎年一定の収支不足が生じ、基金の活用が必要となります。一方で、行財政運営の取組による事業の見直しを継続的に行うことにより、30年後の令和34年度（2052年度）においても400億円程度の基金残高を維持できる見込みです。

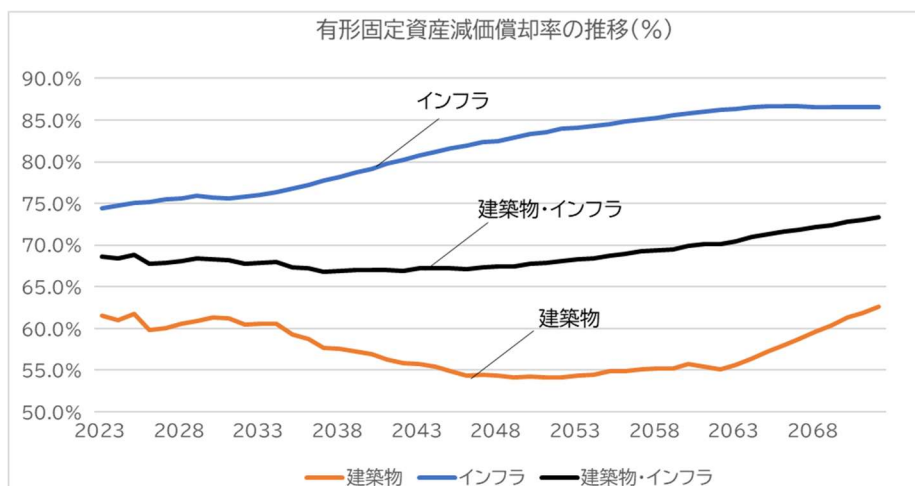
6 財務諸表を用いた将来分析について

将来の公共施設の在り方を検討する際には、様々な視点から検討することが重要となるため、これまでの試算に基づき、持続可能性、資産形成度について将来予測を行いました。

持続可能性を示す一人当たりの建設債残高は、「図表14 取組実施後の一人当たり建設債残高の推移」のとおり、一定の水準に抑制することができます。

また、資産形成度を示す有形固定資産減価償却率について、建築物は建て替えに伴い、指標の数値は改善しますが、インフラは施設を長期間にわたって活用する方針のため、緩やかに上昇する見込みです。施設全体における数値は上昇する見込みですが、施設を老朽化させないよう計画的メンテナンスによる長寿命化を図っていきます。

【図表14 有形固定資産減価償却率の推移】



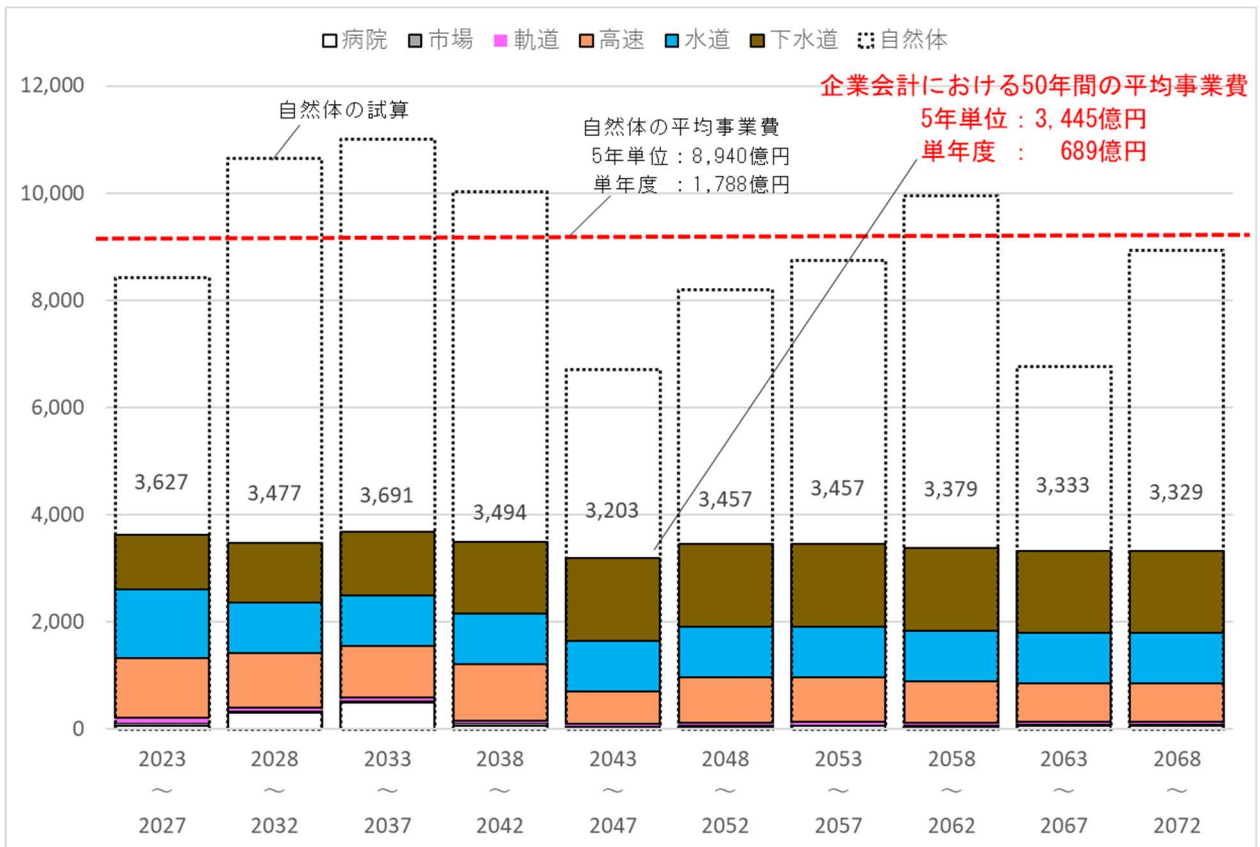
7 企業会計

各公営企業は将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう総務省が定める要件を満たす経営戦略（計画）を策定しています。

この計画を進めることで自然体推計と比較して平準化を図ることができ、各年度平均では1,099億円のコスト縮減効果がある試算結果となりました。

この経営戦略に基づき、今後とも投資と財源の均衡の観点をもって、健全な経営に努めていきます。

【図表 15 取組実施後の将来推計】



第5章 計画推進に向けて

公共施設マネジメントの取組が実効性を持つよう、以下の点に留意しながら進めていきます。

1 全庁的な取組体制

公共施設マネジメントの取組を進める際には、公共施設マネジメント推進委員会において、全体の中長期的な更新見通しや機能が重複する施設の複合化、配置基準の見直しなどを議論しながら、全庁一丸となって進めていきます。

2 最小の経費で最大の効果を挙げる取組

(1) 行政サービス範囲の検討

公共施設等の更新にあたっては、常に事務のあり方や施設が担うサービス範囲についての見直しを行い、適切な行政サービスを提供できる施設数・規模を検討していきます。

(2) 国等の制度の積極的な活用

公共施設等の更新や複合化等を行う際は、各省庁の補助金や有利な財源措置を積極的に活用していきます。

(3) 民間活力の積極的な活用

PPP/PFI手法の導入を検討するなど、民間活力の積極的な活用を進めます。

また、市有資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告の掲載、ネーミングライツの導入を促進し、新たな財源の確保による市民サービスの維持・向上を図ります。

公共施設がその効用を十二分に発揮し、市民サービスの最大化を果たしていくために、公共施設マネジメントの取組を単なる施設更新の問題とせず、常に新たな発想や先進的な取組を取り込みながら進めていくことが必要です。

今後も、利用者の目線に立った民間の柔軟な建設手法の導入、民間との一体化によるにぎわい創出など、新たな手法を柔軟に取り入れながら進めていきます。

3 市民との情報共有

公共施設に関連する利用状況やコスト、類似機能を提供する施設の配置状況、地方公会計のセグメント分析を用いた施設や事業単位のコストなどの情報や事業の進捗状況をわかりやすく開示・提供します。財務諸表等から得られる財政指標や行政コストの情報について、経年推移や他都市との比較・分析を行う等、財政情報の充実に努めます。

そして、公共施設マネジメントの取組を具体的に進める際には、地域住民や施設管理者を交えた市民参加の機会を設け、地域特性に応じて市民と行政がともに知恵を出し合い、新たな時代に対応した公共施設を一緒に考え・創り出していきます。